

## 郡山市公園愛護協力会報償金支給要綱

平成 2年4月1日制定

平成21年4月1日一部改正

[都市整備部公園緑地課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所管する公園(緑地を含む。以下同じ。)の除草、清掃等の愛護活動を自発的に行っている公園愛護協力会(以下「協力会」という。)に対して、市が謝意を表明するため、協力会に対し、予算の範囲内において報償金を支給するものとし、その支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償金の算出基準)

第2条 報償金の支給額は、均等割額及び面積割額の合算額とする。

2 均等割額は、1協力会につき年額 **10,000** 円とする。

3 面積割額は、愛護活動区域面積(公園の敷地において実際に愛護活動を行う区域の面積をいう。次項において同じ。)に応じ、1平方メートル当たり5円とする。

4 前項の規定にかかわらず、愛護活動区域面積が **12,000** 平方メートルを超えるときは、**12,000** 平方メートルを限度とする。

(新規結成協力会に対する報償金の支給額)

第3条 新規に結成された協力会に対する報償金については、次の各号に掲げる結成時期の区分に応じ、当該各号に定めるところにより支給する。

(1) 4月から6月までに結成されたとき 均等割額に面積割額の2分の1の額を加算した額を年度内に支給

(2) 7月から9月までに結成されたとき 均等割額を年度内に支給

(3) 10月から翌年3月までに結成されたとき 翌年度から支給

(報償金の支給の時期)

第4条 報償金は、毎年度、郡山市公園愛護協力会要綱(平成2年4月1日制定)第12条に規定する協議会の開催時において支給する。

(報償金の使途)

第5条 報償金は、協力会の活動費に充当するものとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、報償金の使途に関し、協力会に報告を求めることができる。

(協力会解散に伴う報償金の支給額)

第6条 年度の途中において解散した協力会に対する報償金については、均等割額及び面積割額の合算額に、当該年度の4月から解散した日の属する月までの活動月数を12で除して得た値を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、結成された日の属する年度と同一年度内に解散した協力会(4月から10月までに結成されたものに限る。)に対する報償金については、第3条第1号又は第2号に掲げる結成時期の区分に応じ、当該各号に定める支給額に、当該結成された日の属する月から解散した日の属する月までの活動月数を当該結成された日の属する月から翌年3月までの月数で除して得た値を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を支給する。

(報償金の辞退)

第7条 協力会の解散等により報償金を辞退するときは、その代表者は、報償金辞退届(第1号様式)により市長に届け出るものとする。

(附 則)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

郡山市長

報償金辞退届

（ ）公園愛護協力会  
会 長 印

平成 年度郡山市公園愛護協力会報償金は辞退いたします。

辞退理由： \_\_\_\_\_